

## 徳島市建設工事等電子入札に関する運用基準

### 1 目的

この運用基準は、徳島市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札手続を徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う入札（以下「電子入札」という。）に関し、徳島市建設工事等電子入札要領（平成18年6月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 電子入札案件の取扱い

徳島市が電子入札で行う旨を明示した案件（以下「電子入札案件」という。）については、電子入札システムで処理することとし、原則として紙媒体による入札（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。ただし、次項に規定する基準により紙入札を認められた場合は、この限りでない。

### 3 紙入札承諾の基準

#### 3-1 当初から紙入札での参加を認める基準

市長は、入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加承諾願（様式1）が提出されたときは、入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合に限り、紙入札方式による入札を承諾するものとする。

[やむを得ない事由の例示]

電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合

#### 3-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、入札締切通知書発行までの間で、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、紙入札方式参加承諾願（様式1）の提出を求めるものとする。

[やむを得ない事由の例示]

- 1 システム障害により締切に間に合わない場合
- 2 ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

#### 3-3 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、すみやかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」

という。)として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとし、万一、紙入札方式参加承諾願提出後に電子入札にかかる作業を行った形跡があっても、その一切を無効なものとして取り扱うものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

#### 3-4 紙入札方式による提出期限及び提出方法

電子入札案件に紙入札方式で参加する場合の競争入札参加資格審査申請書及び申込関係書類(以下「資格審査申請書等」という。)の提出期限は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。なお、資格審査申請書等の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は郵便書留等の配達記録が残るものを必ず使用させるものとする。

また、紙入札方式で参加する場合の入札書及び入札金額を積算した内訳明細書(以下「内訳明細書」という。)の提出については、電子入札システムの締切の日時に市長が指定した場所に持参するものとする。

#### 3-5 紙入札から電子入札への移行

紙入札を認められた入札参加者については、同一電子入札案件での電子入札への移行は認めない。

### 4 案件登録

#### 4-1 各受付期間等の設定

原則として、電子入札システムにおける開札予定日時及び内訳明細書の開封予定日時は、入札書受付締切予定日時とする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

#### 4-2 公告日・情報開示日以降の案件の修正及び手順

徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱第4条に規定する公告の日又は公募型指名競争入札実施要綱第3条に規定する情報開示の日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合には、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

- 1 錯誤案件に対して資格審査申請書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付日時13:00 同締切日時13:01)

- 2 件名に追加記入した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)

- 3 新規の案件として改めて登録する。

- 4 既に資格審査申請書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して資格審査申請書等を送信するよう依頼する。

#### 4-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により市長が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「（紙入札に移行）」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

### 5 資格審査申請書等の添付資料

#### 5-1 資格審査申請書等の添付資料の提出

資格審査申請書等に添付する技術資料その他の添付資料（以下「添付資料等」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。

ただし、添付資料等の特性によっては、紙媒体による提出を求める場合がある。

#### 5-2 添付資料等のファイル形式の指定

添付資料等の提出に際してのファイル形式については、原則としてPDF形式とするが、Microsoft Excel形式（拡張子「.xls」又は「.xlsx」）による提出も認めるものとする。

ただし、公告文において、別のファイル形式による提出を指定した場合は、公告文の指定に従うものとする。

#### 5-3 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、ZIP形式を指定するものとする。

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

#### 5-4 持参又は郵送を認める基準

添付資料等の容量が1MBを超える場合には、持参又は郵送による提出を求めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して持参又は郵送での提出を求めることができるものとする。

#### 5-5 持参又は郵送の方法及び時間設定

持参又は郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

また、持参又は郵送による提出を認める場合は、下記の内容を記載した書面を、電子入札システムにより添付資料等として送信を求めるものとする。

- 1 持参又は郵送する旨の表示

- 2 持参又は郵送する書類の目録
- 3 持参又は郵送する書類のページ数
- 4 持参年月日又は発送年月日

持参又は郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあたっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。

#### 5-6 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付資料等へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、持参又は郵送によりあらためて提出するよう指示するものとする。

#### 5-7 添付資料等の変更等

資格審査申請書等の受付締切日時以降は、原則として、添付資料等の撤回、訂正等はできないものとする。

### 6 内訳明細書

#### 6-1 内訳明細書の提出

入札書に添付する内訳明細書は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、内訳明細書の特性によっては、紙媒体による提出を求める場合がある。

#### 6-2 内訳明細書のファイル形式の指定

内訳明細書の提出に際してのファイル形式については、原則としてPDF形式とするが、Microsoft Excel形式（拡張子「.xls」又は「.xlsx」）による提出も認めるものとする。

#### 6-3 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

#### 6-4 持参又は郵送を認める基準

内訳明細書の容量が1MBを超える場合には、持参又は郵送による提出を求めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して持参又は郵送での提出を求めることができるものとする。

#### 6-5 持参又は郵送の方法及び時間設定

持参又は郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

また、持参又は郵送による提出を認める場合は、下記の内容を記載した書面を、電子入札システムにより入札書の添付書類として送信することを求めるものとする。

- 1 持参又は郵送する旨の表示
- 2 持参又は郵送する書類の目録
- 3 持参又は郵送する書類のページ数
- 4 持参年月日又は発送年月日

持参又は郵送の締切は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあたっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。なお、提出の際は二重封筒とし、表封筒に内訳明細書在中の旨を朱書きし、中封筒に内訳明細書を入れ、その表に入札件名を表示するよう求めるものとする。市長は、開札まで厳重に保管する。

#### 6-6 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された内訳明細書へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札者に電話等で連絡し、原則として持参によりあらためて提出するよう指示するものとする。

### 7 開札

#### 7-1 職員の立会い

当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないで開札を行うことができるものとする。

#### 7-2 紙入札の取扱い

原則として、電子入札において紙入札業者がいる場合は、入札書の記載金額を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

なお、紙入札業者の電子くじ番号は「000」として扱うものとする。

#### 7-3 落札者決定通知書の送付

入札執行者は、落札者を決定したときは、全ての電子入札システムによる入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

#### 7-4 再入札

電子入札における入札回数は1回とし、再入札は行わないものとする。

#### 7-5 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を

行うものとする。

#### 7-6 入札書提出後の辞退

原則として、電子入札システムにより一度提出された入札書、内訳明細書又は入札辞退届については、撤回、訂正等はできないものとする。

例外として、電子入札システムによる入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は入札辞退理由書を受け付けるものとし、開札までに提出のあった場合にのみ辞退の扱いとする（この場合、電子入札システムの入札状況登録においてチェックを入れ、当該入札書は開札しないものとする。）。

上記にかかわらず、総合評価落札方式による入札については、入札書提出後、添付資料等の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に専任で配置できなくなった場合は、落札決定までの間は入札辞退理由書を受け付けるものとする。この場合において、入札辞退理由書の提出が開札までであれば、辞退の扱いとし、開札後から落札決定までであれば、失格の扱いとする。

#### 7-7 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あり、電子くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじの実施後、落札決定通知書を発行するものとする。また、従来のくじ方式により落札者の決定を行うこととなった場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名、入札金額並びにくじの実施日を当該入札参加者全員が確認できるよう電子入札システム及び電話等により確実に情報提供を行い、くじの実施後、落札決定通知書を発行するものとする。

#### 7-8 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする（なお、電子入札から紙入札に変更を認める基準については、3-2参照。）。

- 1 天災
- 2 広域・地域的停電
- 3 プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- 4 その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

#### 7-9 発注者側の障害により入札受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みはあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

#### 7-10 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

#### 7-11 入札書未到着かつ連絡の無い入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到着又は紙入札業者の入札書が未提出であり、かつ入札参加者から連絡が無い場合は、当該入札参加者が入札を欠席したものと見なす。

### 8 入札情報等のホームページ掲示上の取扱い

#### 8-1 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を入札参加者に明示するため、入札公告等に下記のとおり記載するものとする。

##### 1 工事名、業務名への追記

案件名語尾に「（電子入札対象案件）」と追記する。

設定例 ・〇〇工事（電子入札対象案件）

・〇〇業務委託（電子入札対象案件）

##### 2 工事（業務）概要への追記

工事（業務）概要に「本工事（業務）は競争入札参加資格審査申請、

入札を徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象工事（業務）である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。」と追記する。

## 8-2 入札結果公表

電子入札案件に関する入札結果については、落札者決定後遅滞なく徳島市ホームページに掲示するものとする。

## 9 入札参加者の I C カードの取扱い

### 9-1 電子入札を利用することができる I C カードの基準

電子入札を利用することができる I C カードは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 61 年徳島市告示第 121 号）又は建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 61 年徳島市告示第 121 号）により競争入札参加資格の決定を受けている者（ただし、入札・見積権限等について年間委任を受けている者がいる場合は、その受任者（以下「年間受任者」という。）とする。以下「代表者」という。）の名義の I C カードに限るものとする。

なお、年間受任者による電子入札の利用は、下記の基準により年間委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

#### 1 提出時期

年間委任状は、最初の入札参加手続前までに提出を求めるものとする。

入札手続途中における提出は認めない。

#### 2 年間委任状の内容

##### ① 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていないなければならない。

##### ② 復代理人

電子入札においては、復代理は認めない。

##### ③ 委任期間

委任期間は競争入札参加資格の有効期限を限度とする。

委任期間内に年間受任者に変更があった場合、変更内容について、すみやかに、市長に年間委任状（書面）による届出を求めるものとする。

### 9-2 個別案件における委任の取扱い

個別案件における委任は認めないものとする。

### 9-3 特定建設工事共同企業体における I C カードの取扱い

入札可能な I C カードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）の代表会社の代表者の I C カードとする。

また、特定 J V の応札にあたっては、特定 J V の構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。ただし、9-1 の規定に基づく支店長等の年間受任者が特定 J V を結成している場合には、特定 J V の構成会社の年間受任者から代表会社の年間受任者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件の委任状の提出であっても、これを認めるものとする。

#### 9-4 I C カードに登録されている情報の変更

I C カードに登録されている情報（代表者、代表者住所、会社名、本社所在地）に変更が生じた場合は、新規に I C カードを取得させるとともに、入札参加者のパソコンから新規として使用する I C カードの登録を行わせるものとする。

#### 9-5 I C カード不正使用等の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名停止等の厳正な措置をとることができる。また、落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができ、契約締結後であれば、契約を解除することができる。

[不正に使用等した場合の例示]

- 1 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- 2 代表者に変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合
- 3 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合

附 則

この基準は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に一般競争入札による公告した電子入札案件若しくは、指名競争入札による指名通知を行っ

た電子入札案件から適用し、施行日前に一般競争入札による公告した電子入札案件若しくは、指名競争入札による指名通知を行った電子入札案件は従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に開札した建設工事等については、この要領による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

様式 1

紙入札方式参加承諾願

1 発注件名

2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社において上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

徳 島 市 長 殿

様式 1 - 2

平成 年 月 日

紙入札方式参加承諾書

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

徳島市長

発注件名

上記の案件について、紙入札方式での参加を承諾します。